

## 【ご参考】株式併合に関するQ&A

### Q 1 : 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 : 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q 2 : 株式併合の目的は何ですか。

A 2 : 発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすること、並びに当社株式の売買単位当たりの価格水準を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）となることを期待しております。

また、本株式併合とともに本日（2019年6月18日）公表の「特定目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得、第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の減少に関するお知らせ」の実行を通じて、速やかなる復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る財務環境の整備を進めることを目的としております。

### Q 3 : 株主の所有株式数や議決権数はどのようにになりますか。

A 3 : 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2019年10月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例1	10,000株	100個	1,000株	10個	なし
例2	5,500株	55個	550株	5個	なし
例3	1,909株	19個	190株	1個	0.9株
例4	1,000株	10個	100株	1個	なし
例5	125株	1個	12株	なし	0.5株
例6	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記例3、例5及び例6のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は、2020年1月下旬にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前の所有株式数が10株未満の場合（上記例6のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

### Q 4 : 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 4 : 株式併合の効力発生（2019年11月1日）前に、単元未満株式の買取りや買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q5：株式併合により単元未満株式が生じます。併合後も買取りや買増しはできますか。**

**A5：**当社は、本株式併合の効力発生日において、定款変更を行い、単元未満株式の買増し制度を導入する予定です。そのため、株式併合（2019年11月1日）後においても、単元未満株式の買取りや買増し制度のご利用は可能です。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。  
なお、法律上、株主様が、単元未満株式の買増し制度を利用し、当社に株式の買増しの請求をされた場合でも、その時点で当社が自己株式を保有していない場合には、当社は自己株式を譲渡する義務を負わないことになるため、ご注意ください。

**Q6：株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。**

**A6：**株式併合により、所有株式数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

**Q7：今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。**

**A7：**次のとおりに予定しております。

2019年7月30日	定時株主総会
2019年11月1日	株式併合の効力発生日
2020年1月下旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い開始

**Q8：株主は何か手続きをしなければならないですか。**

**A8：**特に必要なお手続きはございません。

**※お問合せ先※**

株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社又は下記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社  
同連絡先  
〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話：0120 - 782 - 031（フリーダイヤル）  
受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以 上